

支援団体に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第84条に基づき、公益社団法人名古屋青年会議所（以下、本会議所という。）及び本会議所を支援する団体（以下、支援団体という。）に関する事項を定め、本会議所と支援団体との良好な関係の構築並びに本会の発展及び運営の円滑化を図ることを目的とする。

(支援団体の認定)

第2条 新たに支援団体の認定を受けようとする団体は、次の事項を記載した書類を本会議所の総務室に提出し書類の審査を受けなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 構成員の氏名（15名以上）
- (4) 代表者及び役員の名氏並びに住所
- (5) 会則、その他の諸規定

2. 総務室は、書類の審査を行い、結果を理事長に報告する。

3. 理事長は、書類の審査後、申請した団体を支援団体と認定するか決裁する。

(支援団体の目的等)

第3条 支援団体は、本会議所の各事業に積極的に協力し、または本会議所に有益な情報を提供し、若しくは人的・物的な支援等を行うことにより本会議所定款第3条の目的達成に協力するとともに、次の各号の一つを目的とする団体とする。本会議所は、支援団体に対し、何らの便宜供与も行わない。

- (1) 会員相互の親睦を目的とする団体
- (2) 諸外国等との親善を目的とする団体
- (3) 業界の発展を目的とする同業者の団体

2. 支援団体は、その活動につき、上記の目的の範囲で行うこととし、本会議所の名により、或いは本会議所の責に帰すべき方法で行ってはならない。

3. 本会議所は、支援団体の活動につき、支援団体の構成員及び第三者に損害が生じた場合いかなる責も負わない。

(構成)

第4条 支援団体の構成は次のとおりとする。

- (1) 本会議所の定款、諸規定の趣旨を尊重し、本会議所の品位、秩序を乱すおそれがない組織であること
- (2) 構成員は、本会議所の正会員及び特別会員であること

(事業報告等)

第5条 支援団体は、本会議所の事務局に対し、毎年支援団体定時総会から2か月以内に、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業の詳細を記載した報告書
- (2) 前年度の会計の詳細を記載した報告書

- (3) 前年度の役員名簿
- (4) 当年度の事業計画を詳細に記載した報告書
- (5) 会員名簿及び役員名簿

2. 本会議所の理事長は、支援団体に対し、前項のほか必要があると認めるときは報告を徴することができる。

(解散)

第6条 支援団体が解散したときは、支援団体の代表者は、直ちに文書をもって本会議所の理事長に報告しなければならない。

(名称使用)

第7条 支援団体は、当該支援団体の名称の前に名古屋青年会議所または名古屋J Cを付して表示することができる。ただし、本規程第8条により認定が取り消された場合には表示することができない。

(認定の取消)

第8条 本会議所の理事長は、下記事項のいずれかに該当する支援団体に対し、支援団体の認定を取り消すことができる。

- (1) 本規程に定めた事項に違反したとき
 - (2) 2年間連続して会員数が15名未満になったとき
2. 本会議所の理事長は、認定を取り消す場合には、支援団体に弁明の機会を与える。

(諸規定の準用)

第9条 この規程に定めなき事項については、本会議所諸規定を準用する。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

(施行時期)

この規程は、平成23年2月24日から施行する。

(経過規定)

趣味の会に関する規程により設立された趣味の会（以下、旧趣味の会という。）は、趣味の会に関する規程が廃止後も当然には解散しない。ただし、旧趣味の会は、この規程の施行以後、この規程による認定を受けない限り、名古屋青年会議所又は名古屋J Cの名称を使用できない。認定を受けずに名古屋青年会議所又は名古屋J Cの名称を使用する旧趣味の会がある場合には、趣味の会に関する規程廃止後も旧趣味の会の解散に関する規程についてはなお従前のおり効力を有するものとする。